

**重要：必ずお読みください**

## 補助対象

「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」  
「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づく感染症対策経費  
→詳しくは「補助対象メニュー」をご確認ください。

## 補助率

10/10（消費税は対象外）

ただし、各社の補助上限額（金額は別途通知）以内です。

※新型コロナウイルスによる影響を受ける前の車両数で算出。

※タクシーと兼業の会社は、タクシーの補助上限額とバスの補助上限額を合算した額。

## 申請について

まずは下記書類（実施要領に規定）をご提出ください。

- ・様式1「事業決定依頼書」
- ・別添1「事業内容の詳細」
- ・別添2「運転者の雇用維持に要する経費」（運転者の賃金補助を希望する方）
- ・宣誓書
- ・補助対象経費の請求・領収書写し（導入済みのもの）又は見積書写し（これから導入するもの）

## 申請の受付と補助金の支払について

申請は令和3年2月28日まで、随時受け付けます。

ただし、各社への補助金の支払いは次の3回に分けますので、各締切日までに決定依頼書を提出してください。

|       |               |    |        |
|-------|---------------|----|--------|
| 第1回締切 | 令和2年 9月10日必着  | 支払 | 10月上旬～ |
| 第2回締切 | 令和2年 11月30日必着 | 支払 | 12月中旬～ |
| 第3回締切 | 令和3年 2月28日必着  | 支払 | 3月末    |

決定通知を受け、事業完了報告書の提出をもって補助金を支払いますので、導入が完了していない状態での支払いは行いません。

補助を希望する事業の中に、導入済みのものと導入予定のものが混在している場合は、申請を複数回に分けていただいても構いませんので、既に導入（購入）済みのもので、まずご提出いただければと思います。

## 他の補助金との併用について

国庫補助（7月に要望調査を実施した「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策）」）との併用が認められておりますので、自己負担部分については、この補助金をご活用下さい。

国庫補助については、8月末頃補助額等の内示が行われる予定になっておりますので、その金額を確認した後、この補助金を申請して下さい。

その他、市町等において同一目的の補助金を受けている場合は、併用が可能か市町等の制度を確認して判断しますので、ご相談ください。